

社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会 役員・評議員・各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

制 定 平成15年3月25日
最新改正 平成29年6月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条、本会部会、分科会及び委員会等設置規程第6条に基づき、本会の役員・評議員・各種委員会委員等の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 定款10条及び第25条に基づき、役員等の報酬はこれを支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等及び各種委員会委員が、本会の理事会、評議員会及び各種委員会等へ出席したとき並びに本会業務に従事したときは、費用を弁償することができる。ただし、行政職員を除くものとする。

- 2 役員等及び各種委員会委員には、費用弁償 1,500 円／回を支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、役員等及び各種委員会委員の会議の出席等に係る実費が前項の定める金額を超えるときは、費用弁償として実費相当額を支給することができる。
- 4 本会会長が、本会以外の会議等へ出席した場合は、費用弁償 500 円／回を支給する。ただし、月間の総額が 3,000 円を超えない範囲とする。また、役員等が本会会長の代理として本会以外の会議等へ出席した場合も同様とする。
- 5 各種委員会に出席する委員の中で、専門の学術を有する学識経験者が出席した場合は、費用弁償として5,000円／回を支給することができる。
- 6 前項までの規定にかかわらず、本会以外の委員会等に参加し報酬等の支給がある場合はこれを支給しない。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成15年4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。